

議会運営委員会

日 時 平成30年8月27日（月）午前10時～
場 所 第3委員会室

1 平成30年亀岡市議会定例会9月議会について

- (1) 議案送付 8月27日（月）
- (2) 再 開 9月 3日（月）

2 議案の概要説明について

3 9月議会日程について …【別紙No.1】

- (1) 一般質問通告期限 9月 3日（月）正午
一般質問順序・・・①共産党 ②公明党 ③新清流会 ④緑風会
- (2) 請願書提出期限 9月 3日（月）午後5時
- (3) 質疑通告期限 9月11日（火）一般質問終了時
- (4) 意見書等提出期限 9月27日（木）午前10時
- (5) 討論通告期限 9月28日（金）午後4時
- (6) 市民憲章唱和 9月11日（火）午前9時50分
◎唱和代表 小島議員

4 議事日程（9月3日）について

黙祷、諸報告

- 第1 会議録署名議員指名（齊藤議員、藤本議員）
- 第2 第1号議案から第50号議案（提案理由説明）

◎諸報告

- ・ 地方自治法第180条関係（3件）
- ・ 健全化判断比率及び資金不足比率の状況
- ・ 監査結果報告（例月）
- ・ 理事者出席要求
- ・ 職員紹介（6／15及び7／17付人事異動）

【裏面に続く】

5 陳情・要望について

- (1) 現在の日本に最も重要なこと …【別紙No.2】
- (2) 高齢者が安心して暮らせる介護保障の実現にむけての陳情 …【別紙No.3】

6 議場の理事者席について …【別紙No.4】

7 一般質問通告について

- (1) 通告書について
 - 事務局へメール送信
- (2) 質問時間 答弁を含め1人45分
- (3) 会派内質問順序 8月31日(金)までに事務局へ

8 決算審査について

- (1) 事務事業評価対象事業について …【別紙No.5】
- (2) 亀岡市総合戦略に係る交付金事業の説明について …【別紙No.6】

9 中学生議会について …【別紙No.7】

10 その他

- (1) 議場内撮影許可の申請(市政記者クラブ、秘書広報課)
- (2) エコ・オフィス推進期間(10月31日まで)
- (3) 本日(8/27)の予定
 - 幹事会、(午後)会派会議、広報広聴会議
- (4) 議会運営委員会の予定
 - 9月10日(月)14:00 議運事前調整(正副委員長のみ)
 - 9月11日(火)一般質問終了後 議会運営委員会
 - 9月28日(金)13:00 議運事前調整(正副委員長のみ)
 - 9月28日(金)14:00 幹事会、議会運営委員会
 - 10月1日(月)午前 議会運営委員会

平成30年亀岡市議会定例会 9月議会日程表（案）

Ver. 0827

【議会期間29日間】

日	曜日	会 議 等	備 考
8/24	金	10:00～ 市長・議長議案調整 11:00～ 議運事前調整	議案概要
25	土		
26	日	主要施策の報告書(決算審査)配付	
27	月	【議案概要説明】 10:00～ 議会運営委員会（市長出席）・幹事会 午後 会派会議 終了後 広報広聴会議	議案
28	火		
29	水		
30	木		
31	金	10:00～ 議会運営委員会（基本条例検証）	
9/1	土		
2	日		
3	月	10:00～ 【本会議（再開、諸報告、署名議員、提案理由）】 <12:00 一般質問通告期限> <17:00 請願書提出期限>	議事日程、監査報告 出席要求、提案理由
4	火		
5	水		
6	木		
7	金		
8	土		
9	日		
10	月	13:00～ 市長・議長議案調整（追加議案） 14:00～ 議運事前調整	追加議案概要
11	火	【本会議（一般質問）】 （一般質問終了後）議会運営委員会（市長出席）・幹事会 <一般質問終了時 質疑通告期限>	議事日程 付託表、請願文書表 追加議案
12	水	【本会議（一般質問）】	議事日程
13	木	【本会議（一般質問、提案理由、質疑、付託）】	議事日程、提案理由
14	金	10:00～ 総務文教常任委員会 13:30～ 環境厚生常任委員会	
15	土		
16	日		
17	月祝	（敬老の日）	
18	火	10:00～ 産業建設常任委員会	
19	水	10:00～ 決算特別委員会 全体会（市長出席）、各分科会	
20	木	10:00～ 決算特別委員会 各分科会	
21	金	10:00～ 決算特別委員会 各分科会	
22	土		
23	日祝	（秋分の日）	
24	月	（振替休日）	
25	火	10:00～ 決算特別委員会 各分科会	
26	水	10:00～ 決算特別委員会 各分科会、全体会 決算分科会委員長会議	指摘要望一覧、事務事業 評価一覧
27	木	委員会（予備日） <10:00 意見書提出期限 >	
28	金	10:00～ 市長・議長議案調整（人事議案） 13:00～ 議運事前調整 14:00～ 幹事会・議会運営委員会 会派会議 <16:00 討論通告期限 >	人事議案、意見書案
29	土		
30	日		
10/1	月	10:00～ 各常任委員会、決算分科会委員長会議 議運事前調整、議会運営委員会・幹事会、会派会議 午後 【本会議（委員長報告～採決、人事議案、休会）】	意見書案、審査結果 議事日程

亀岡市議会議長 湊泰孝様

平成30年6月13日受理
(郵送)

要 望 書

別紙 No.2

現在の日本に最も重要なこと

岩崎 政義

内閣総理大臣 自民党総裁 安倍 晋三 様
副総理 財務大臣 麻生 太郎 様
外務大臣 河野 太郎 様
防衛大臣 小野寺 五典 様
法務大臣 上川 陽子 様
総務大臣 野田 聖子 様
国土交通大臣 石井 啓一 様
内閣官房長官 菅 義偉 様
内閣閣僚の皆様
自民党副総裁 高村正彦 様
自民党憲法改正推進本部 細田博之本部長 様
自民党3役 二階俊博幹事長様 竹下亘総務会長様 岸田文雄政調会長様
自民党 筆頭副幹事長 小泉進次郎 様
自民党 国会対策委員長 森山 裕 様
自民党 参議院議員会長 橋本聖子 様
自民党 衆議院議員 石破 茂 様
自衛隊 統合幕僚長 河野克俊様 陸上幕僚長 山崎幸二様
自衛隊 海上幕僚長 村川豊様 航空幕僚長 丸茂吉成様
公明党代表 山口 那津男 様
公明党副代表 北側一雄様 古屋範子様
日本維新の会代表 松井一郎 様 片山虎之助様
立憲民主党代表 枝野 幸男 様
希望の党代表 玉木 雄一郎 様
民進党代表 大塚 耕平 様
共産党委員長 志位 和夫 様
社会民主党党首 又市 征治 様
幸福実現党党首 釈 量子 様
読売新聞様 産経新聞様 毎日新聞様 朝日新聞様 赤旗様 神戸新聞様
日本放送協会様 聖教新聞社様 日本経済新聞社様 日刊工業新聞社様
月刊WILL様 月刊花田様 月刊正論様 サピオ様 リバティ様 徳間書店様
文藝春秋様 新潮社様 小学館様 講談社様 集英社様 PHP 研究所様
読売テレビ そこまで言って委員会NP様 中央公論社様 光文社様
ABCテレビ 朝まで生テレビ様 ダイヤモンド社 三笠書房様 岩波書店様
カンテレ 新報道2001様 筑摩書房様 平凡社様 角川書店様 青春出版社様

現在、自民党が憲法の改正案を検討し、「改憲4項目」条文素案をまとめました。特に憲法9条の改正案について、自民党内で議論が進んでいるようです。私は、ここ数年、日本にとって、最も重要な政策は憲法の改正で、特に9条の早急な改正が必要であると思っております。それは、中国、北朝鮮、ロシア等から日本を守るためです。そして、日本が世界のリーダーとして、全世界の人類の幸福に貢献していくためです。

私が、政治家のみなさん、新聞社のみなさん、NHKのみなさん、出版社のみなさん、テレビ放送番組、全国民に訴えたいのは、現在の自民党の憲法9条改正案では、日本を守れないということです。以前より憲法9条の改正を国民の一人として政治家、マスコミのみなさんに訴えたいと思っておりました。今、自民党の9条改正案の方向が示されるにあたり、これではだめだ、日本を守れないと思い、皆様に訴えます。国民は今、自分の憲法改正に対する考えを、できるだけ、政治家、国民に伝えねばならないと思います。

自民党案の「改憲4項目」の9条改正の素案は、「9条2項維持」となっております。わたしは、9条全部の削除がどうしても必要だと思います。今の9条で残せるとしたら、冒頭の「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求する。」だけです。戦争、武力の行使の放棄、陸海空軍の保持の放棄は削除し、通常の国防軍の保持の条文とします。現在の、憲法9条の改正は、今後の日本にとり、運命を決する、最重要な決定です。今の自民党有力案、「9条2項維持、自衛隊明記」はだめです。この自民党有力案では、日本を守れません。

もし、「9条2項維持、自衛隊明記」になると、自民党、国民は後々まで、悔い、後悔の残る決定となります。私自身、このまま「9条維持、自衛隊明記」になると悔いが残るため、何とか9条全削除となるよう、今回手紙を出して訴えています。そもそも以前からの自民党の憲法改正案は、9条2項削除ということなので、なぜ、それを変えるのかと思います。

なぜ自民党は、「9条2項維持」を有力案としたのか。それは、2項削除にしたら、国民の反発に会い自民党支持が減る、政権が危うくなる、公明党が9条改正に消極的である、国民投票にかけたら難しいのではないかと考えているからであると思います。自民党は、今の憲法9条は国民にけっこう支持されていると考えているのでないか。しかし、自民党が選挙で指示され政見を担っているように、9条改正を党是としている自民党が支持されたのは、今の9条はだめだ、変えないとだめだと思っている国民が多いということだと思います。現在の中国の軍事力強化、北朝鮮の核開発による日本への脅威により、現9条憲法では日本を守れないと思う国民は増えていると思います。

自民党は、本当に、「9条2項維持、自衛隊明記」でいいと思っているのか。本当に、それで日本が守れると思っているのか。自民党は、本音は、本当は、前

記有力案でいいと思っていない人が大半であるのではないかと思います。本当は、私と同じ主張の方が多くと思います。それは、その有力案では、日本が守れないからです。自民党は、本来の自分の信じた改正案を国民に示せ。国民の支持を気にして、信念を変えるな。自民党は、憲法9条改正と心中する気で取り組み。憲法9条改正に政党生命、政治生命を賭ける。憲法9条改正が将来の日本の行く末を決めると思います。

現在の世界情勢は、中東、東アジア、アフリカ、ヨーロッパ等で内戦、紛争、テロが多く起こっており、多くの人たち、子供たちが亡くなり、また難民となり世界中で多くの人が苦しんでいます。日本は、自国だけを守るのではなく、世界のリーダーとして、紛争地域にも日本軍を派遣して、紛争の解決に向け、人々の幸福のため、貢献していくべきだと思います。

最近、中国、ロシアでは、新政権への大会、選挙があり、習近平国家主席、プーチン大統領が再選され、2人共、独裁色を強めております。日本の西側には、独裁的な中国、ロシア、北朝鮮の3国があり、3国とも核兵器保有国であり、中国は常時、核ミサイルの照準を日本の大都市に向けて威嚇しております。3国共、軍備を増強し、他国の脅威となっております。特に、日本にとって、この3国は非常に大きな脅威です。中国は、尖閣諸島を自国領土と主張し取りにきています。中国は、ゆくゆくは、沖縄も、日本も取ろうと考えていると思います。

このような状況で、現在の憲法9条の1項2項をそのまま、「自衛隊明記」だけでは日本を守れません。日米安全保障条約により、アメリカにすべて守ってもらえばよいという考えでは、日本は守れません。日本自身が、守ろうとしない物は、アメリカは守らないと思います。日本は日本が守らないと守れないのです。アメリカも、アメリカが核攻撃を受けても、日本を守るかということがあります。今の日米安保では、アメリカが核攻撃を受けても、日本と共に戦うようになっていると思いますが、そうした事態が起きた時、アメリカは、どうするか判断を考えると。また、今後、アメリカと中国、ロシア、北朝鮮との関係が変わり、日本が3国に侵略されても、アメリカが干渉しなくなる可能性があります。

現在の9条憲法は、1項で、「戦争と武力による威嚇、武力の行使を、国際紛争を解決する手段として、永久に放棄する。」としており、2項で、「1項の目的を達するため、陸海空軍、その他の戦力は保持しない。国の交戦権を認めない。」としております。これは「戦争、武力の行使は永久に放棄する。そのために陸海空軍の戦力は保持しない。」ということで、「日本は戦わない、戦うための武力も保持しない。」ということです。

しかし、中国のように、尖閣諸島を取ろうとしている国家に対し、取りに来た時、「戦わない、武力も持たない。」ということは、無抵抗で、領土を取られても仕方ない、殺されても仕方ないという内容なのです。現在の9条では、日本は、

国民、領土を守れません。中国、ロシアは強大な軍事国家です。中国、ロシアに対抗するためには、ある程度の軍事力が必要であり、日本に侵略してきた時は、その軍事力で戦わねば、日本を守れません。ですから、現在の9条はすべて削除し、「日本を守るため、陸海空軍の軍事力を保持する。日本を防衛するため、侵略された時は軍事力で戦う。」とすべきです。現9条の冒頭の、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求する。」は、採用すればよいと思います。

現実には、侵略された時、無抵抗で殺され、領土を取られるのはおかしいということ、9条の解釈を、侵略された時の防衛はできる、防衛する戦力は保持できるとして、自衛隊を整備し対応しています。しかし、9条の条文は、「侵略されても戦争はしない、抵抗しない、戦力は持たない。」という内容です。このような憲法を保持している国はほとんどないと思います。日本だけかも知れない。現憲法9条は、日本が日本を守れない異常なおかしい憲法であると思います。

現在の自衛隊は、憲法9条にがんじがらめに縛られ、真に日本国民、日本の領土を守ることが出来ない状態であると思います。専守防衛で、攻撃された時に守るということで、先に攻撃されてからでないと応戦できないようになっていると思います。例えば、核ミサイルを、数十発と多数一度に打ち込まれた時、イージス艦、パトリオットミサイルで、すべて迎撃できないのではないかと思います。そしてその一撃で、日本の政府、軍事基地を破壊されれば、勝負は決してしまうと思います。専守防衛では、日本を守れないと思います。敵基地を先制攻撃しなければ、日本を防衛できない場合があると思います。また、尖閣諸島の領海に侵入する中国船についても、わたしは、現憲法でも領海外に出るよう言っていないのなら、自衛隊が攻撃すればよいと思いますが、現在自衛隊は出動しません。

現日本国憲法の成り立ちですが、今の憲法は、連合軍最高司令官総司令部（GHQ）が、「日本が再び、アメリカに刃向かってこないように作った。」憲法であると思います。現憲法はGHQが、1週間ほどで作成し、日本が了承し、成立したと思います。日本側も憲法の案を検討し作成していましたが、GHQとの交渉で、GHQの圧力により日本側の憲法案はほとんど取り上げられず、結局、ほとんどは、GHQ側が短期間で作成した憲法案となったと思います。GHQ、アメリカ側が作成した憲法の目的の一つは、大東亜戦争のように、日本がアメリカに再び戦いを挑まないよう、9条により、戦争を放棄させ、軍事力を保持させないようにするということだと思っています。

ですから、日本は、GHQ、アメリカがアメリカに刃向かわないよう、戦争と軍事力を放棄させた9条はすべて削除し、日本が日本を守れるよう、9条を改正すべきです。日本が独立国なら、憲法で、日本が日本を守れるようにしなければなりません。これは、当たり前、自然な、本来の生き方であると思います。

自民党は、本来の自民党の9条改正案で取り組んでもらいたい。しかし、それは9条2項削除だけではだめです。9条1項も削除し、9条全体を削除しなければなりません。

自民党は、公明党が9条改正に消極的で、現9条を残さねばだめだということで、気を使い、「9条2項維持、自衛隊明記」とするというなら、公明党との連立政権を解消すべきです。そして、9条全削除に賛成する政党、国会議員と連立すべきです。9条改正は、公明党に遠慮してはだめだ、公明党とぶつかるなら連立を解消して取り組むべきだ。

9条改正と共に、現憲法で早急に組み込まねばならないのは、緊急事態条項です。自民党も、今回の「改憲4項目」に、緊急事態条項を上げていますが、私の緊急事態条項は、地震等の大災害時や、他国との戦争時などの時に、一時的に、憲法、法律を停止し、政府が、政策を執行するというものです。例えば、大災害時、戦争時に、所有権等を停止し、国民の生命保護のため、工事等を執行する場合です。これは、現在、憲法に、この内容の緊急事態条項がないため、今、大災害、戦争時に、個人所有地を無断で形状変更すれば、所有権を侵害し、なし崩し的に、違法行為となってしまうためです。外国では、この緊急事態条項を定めている国は多いようです。なし崩し的な違法行為を防止するため、憲法に、この「緊急事態条項」を整備せねばならないと思います。

憲法改正で、早急に組み込む必要があると思う2項目について、訴えました。もっとも重要なのは9条の全面改正です。国民の生命、財産、領土を守るため、真摯に取り組んでいただきますようお願いいたします。

平成30年3月30日

岩崎 政義

住所 〒669-3309 兵庫県 丹波市 柏原町 柏原5315

TEL0795-72-2114

年齢 63歳 職業 シルバー人材センター登録で従事



2018年8月22日

亀岡市議会議長
湊 泰孝 様

京都社会保障推進協議
議長 渡邊 賢
京都市中京区壬生仙念町30-2
ラポール京都6階
TEL 075-801-2526 FAX 075-811-6170



高齢者が安心して暮らせる介護保障の実現にむけての陳情

【陳情趣旨】

住民のいのちと暮らしを守るための貴職のご尽力に心より敬意を表します。

さて、高齢化が急速に進み介護が必要な人が増える中、2018年4月から第一号被保険者(65歳以上)が支払う介護保険料が京都府内平均で5.4%以上引き上げられ、月額6,129円となり、制度発足時から2倍以上になっています。高齢者の暮らしは、年金制度改悪などで所得水準が下がり続け、介護保険料をはじめ社会保障の国民負担増でさらに苦しくなっています。

2018年4月から多くの自治体が開始した「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」は、全国の4割を越える市町村で「みなし指定」を更新せず、サービスを廃止するなどの実態となっています。京都府内でもこうした事業所の撤退でサービスを受けられない、受けるのを控える人が増えています。

さらに、2018年10月から開始する訪問介護の「生活援助」の回数制限についても、サービス利用の制限に拍車がかかる危険があります。つまり、地域ケア会議での検証・是正などでサービス規制がすすみ、また検証・是正を恐れてケアマネジャーが委縮して自主規制が広がる危険性をはらんでいます。

これらの度重なる介護保険制度の改悪によって、住民のなかに不安と困難が広がっていることから、すべての高齢者が安心して暮らせるために、以下の項目について国に対する意見書の提出を求めて陳情します。

記

【陳情項目】

- 1、保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。
- 2、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」については、介護保険を適用するように見直すこと。当面は、国の責任で必要な財政措置を含めた適切な支援を行うこと。
- 3、サービスの利用制限や回数の自粛に繋がり、ヘルパー労働者の高い専門性を否定する訪問介護の「生活援助」の回数制限を撤回すること。



高齢者が安心して暮らせる介護保障の実現にむけての意見書(案)

国民のいのちと暮らしを守るための貴職のご尽力に心より敬意を表します。

さて、高齢化が急速に進み介護が必要な人が増える中、2018年4月から第一号被保険者(65歳以上)が支払う介護保険料が京都府内平均で5.4%以上引き上げられ、月額6,129円となり、制度発足時から2倍以上になっています。高齢者の暮らしは、年金制度改悪などで所得水準が下がり続け、介護保険料をはじめ社会保障の国民負担増でさらに苦しくなっています。

2018年4月から多くの自治体が開始した「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」は、全国の4割を越える市町村で「みなし指定」を更新せず、サービスを廃止するなどの実態となっています。京都府内でもこうした事業所の撤退でサービスを受けられない、受けるのを控える人が増えています。

さらに、2018年10月から開始する訪問介護の「生活援助」の回数制限についても、サービス利用の制限に拍車がかかる危険があります。つまり、地域ケア会議での検証・是正などでサービス規制がすすみ、また検証・是正を恐れてケアマネジャーが委縮して自主規制が広がる危険性をはらんでいます。

これらの度重なる介護保険制度の改悪によって、国民のなかに不安と困難が広がっていることから、下記の項目について要望いたします。なにとぞご高配たまわりご尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 1、保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。
- 2、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」については、介護保険を適用するように見直すこと。当面は、国の責任で必要な財政措置を含めた適切な支援を行うこと。
- 3、サービスの利用制限や回数の自粛に繋がり、ヘルパー労働者の高い専門性を否定する訪問介護の「生活援助」の回数制限を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

〇〇議会
議長 〇〇〇〇

【提出先】

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣

〔亀岡市議会議席配置図〕



議事調査係長	行政委員会 委員長等	総務課長	議会事務局次長
--------	---------------	------	---------

議会事務局次長	議 長 泰孝 みなと やすたか
---------	------------------------------

財政課長	企画管理部 地方創生担当部長	健康福祉部 子育て支援担当部長
------	-------------------	--------------------

上下水道部長	病院管理部長	産業観光部長
--------	--------	--------

演壇

企画管理部長	総務部長	生涯学習部長	環境市民部長	健康福祉部長
--------	------	--------	--------	--------

まちづくり推進部長 事業担当部長	まちづくり 推進部長	病院事業管理者	教育部長	教 育 長
---------------------	---------------	---------	------	-------------

桂川市長	石野副市長	市長公室長	会計管理室長
------	-------	-------	--------

桂川市長	石野副市長	市長公室長	会計管理室長
------	-------	-------	--------

6 奥野正三 おくのしょうぞう	5 奥村泰幸 おくむら やすゆき	4 小川克己 おがわ かつみ
-----------------------	------------------------	----------------------

一問一答

--	--

3 富谷加都子 とみたに かつこ	2 三上 泉 みかみ きよし	1 酒井安紀子 さかい あきこ
------------------------	----------------------	-----------------------

16 小島義秀 こじま よしひで	15 菱田光紀 ひしだ みつり	14 齊藤一義 さいとう かずよし
------------------------	-----------------------	-------------------------

13 福井英昭 ふくい ひであき	12 小松康之 こまつ やすゆき
------------------------	------------------------

11 平本英久 ひらもと ひでひさ	10 竹田幸生 たけだ ゆきお
-------------------------	-----------------------

9 山本由美子 やまもと ゆみこ	8 並河愛子 なみかわ あいこ	7 田中 豊 たなか ゆたか
------------------------	-----------------------	----------------------

		23 石野善司 いしの ぜんし
--	--	-----------------------

22 西口純生 にしぐち すみお	
------------------------	--

20 明田 昭 あけた あきら	19 木曾利廣 きそ としひろ
-----------------------	-----------------------

18 藤本 弘 ふじもと ひろし	17 馬場 隆 ばば たかし	
------------------------	----------------------	--

記者席											
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

傍聴席											
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

入口

平成29年度決算 事務事業評価対象事業（H30.9実施）

総務文教分科会

- 1 文化センター運営経費
- 2 災害対策経費
- 3 学びを支える教育推進経費（小学校費・中学校費）
- 4 学校運営経費（中学校費）
＜選択制デリバリー弁当導入経費＞

環境厚生分科会

- 1 高齢者生活支援経費
- 2 家庭相談員等設置経費
- 3 ひとり親家庭等生活支援・相談事業経費
- 4 子ども・子育て支援経費

産業建設分科会

- 1 畜産振興関係経費
- 2 観光推進経費

地方創生関連交付金等 平成29年度実施事業 一覧

別紙No.6

No.	①事業名 (活用した交付金等)	②担当部課	③実績額 (円)	④事業概要	⑤重要業績評価指標 (KPI) ※各事業ごとの進捗状況を検証するために設定する指標 (目標値)			⑥その他
					項目	目標値(H30.3)	実績値	
1	古民家利活用による移住定住促進施設整備 (地方創生拠点整備交付金)	市長公室 ふるさと創生課	【総事業費】 54,210,812 【交付金】 27,105,406 (交付率1/2)	緩やかな人口減少が続く本市において移住・定住促進は地域活性化に必要不可欠の要素である。旧城下町の一角にある古民家を改装し、移住希望者の相談対応窓口や生活体験をしていただくためのお試し住宅、移住者同士がつながるための地域交流拠点とすることで、「トカイ」の利便性を失わず、一方で、京都府内最大の農産物生産地としての「イナカ」の良さを両方享受できる「トカイナカ」としての本市の良さを感じられる移住定住促進拠点を整備する。 整備した拠点の運営について、移住希望者や本市に住む特に若者世代が本市で生活し、働くことが魅力的なものに感じられるよう、施設及びその周辺の魅力が伝わる移住体験ツアーやセミナー、本市に古くから伝わる郷土食を使ったケータリングサービスなどの開発に地元住民に積極的に参画いただき、取り組む。市外からの移住希望者や移住者だけでなく、これまで、本市の魅力に気が付かず、市外での生活に方向性が向いていた特に若者が、本市に誇りを持ち、今後も住み続けたいと思えるシビックプライドを持つことで、若者世代にとって、「選ばれるまち」「住み続けたいまち」を目指す。	亀岡市の転出入の増減幅 縮小(直近5年間合計)	△1,650人 (転出が転入を 1,650人超過)	△2,130人 (転出が転入を 2,130人超過)	
	移住促進拠点活用事業 (地方創生推進交付金)	市長公室 ふるさと創生課	【総事業費】 998,589 【交付金】 499,294 (交付率1/2)		本施設の移住相談窓口来訪者のうち、本市への移住決定者	0人 (H30開設予定)	0人 (H30開設予定)	
2	「亀岡まるごとガーデン・ミュージアム」プロジェクト (地方創生推進交付金)	健康福祉部 地域福祉課 まちづくり推進部 都市計画課 都市整備課 土木管理課	【総事業費】 26,784,565 【交付金】 13,392,282 (交付率1/2)	亀岡市内に息づく花や緑などの魅力を体感いただくため、市民・民間が主役の緑のまちづくりを進める「ガーデン・ミュージアム」と、豊かな自然環境に恵まれた地域の生物保全や地域資源を活かしたまちづくりを進める「ネイチャー・ミュージアム」の2つを融合させ、亀岡まるごとミュージアム(博物館)として位置付け、亀岡の来訪者へのおもてなしの気持ちを表すとともに、地域活性化、観光振興を図り、にぎわい人口の拡大及び定住促進に繋げる。	亀岡市の転出入の増減幅 縮小(直近5年間合計)	△1,650人 (転出が転入を 1,650人超過)	△2,130人 (転出が転入を 2,130人超過)	
	ガーデン・ミュージアムおもてなし事業 (企業版ふるさと納税)	まちづくり推進部 都市整備課 土木管理課	【総事業費】 25,000,000 【寄附金】 25,000,000		にぎわい人口を600万人にする。	5,736,000人	5,970,484人	
3	森のステーションかめおか (地方創生推進交付金)	産業観光部 商工観光課	【総事業費】 14,300,000 【交付金】 7,150,000 (交付率1/2)	「森の京都」としての取組の効果をより一層高めるため、市街地周辺地域のそれぞれ特徴を有する神前地区【匠ビレッジ、チョロギ村】、西別院町【ドリムトン村(英国村)】、川東地区【レンタサイクル事業等】の3地域を「森のステーション」として位置付け、「森の京都」の新たな入り口としての機能を持たせ、市街地及び隣接する京阪神から来訪者を呼び込み、亀岡市全体に人の流れを創出し、滞在型の事業を展開することで、亀岡市の付加価値を向上させ、にぎわい人口の拡大及び定住促進に繋げることを目的とする。 平成28年度に地方創生加速化交付金を活用して亀岡市交流会館に整備した、「匠ビレッジ」を拠点とし、地域資源を活用して砥石の職人の技の伝承及びチョロギなどを使った特産品開発等を行い、地域コミュニティの活性化やにぎわいの創出を図る。	観光消費額	66.16億円	74.69億円	
	森のステーションかめおか(神前地区)魅力向上事業 (企業版ふるさと納税)	産業観光部 商工観光課	【総事業費】 10,000,000 【寄附金】 10,000,000		森のステーションかめおか入場者数	140,000人	89,583人	
					匠ビレッジかめおか職人の技展開催事業による職人サポート数	4人	8人	

地方創生関連交付金等 平成29年度実施事業 一覧

別紙No.6

No.	①事業名 (活用した交付金等)	②担当部課	③実績額 (円)	④事業概要	⑤重要業績評価指標 (KPI) ※各事業ごとの進捗状況を検証するために設定する指標 (目標値)			⑥その他	
					項目	目標値(H30.3)	実績値		
4	森のステーション1「(仮称)森のステーションファンタジーコテージ設置と周辺拠点整備」(地方創生拠点整備交付金)	生涯学習部 市民力推進課	【総事業費】 27,961,200	「森のステーション1」(神前地区)の亀岡市交流会館(宮前町)は、地域資源である砥石や薬草等を活かした「匠ビレッジ」や「薬膳レストラン、薬草原」、また幼少期から親子で体験を通じて自然の大切さを学ぶ「地球環境子ども村」の3つの機能を有する、まさしく癒しの空間である。そこに、宿泊可能なコテージを設置することにより、山々に囲まれ生物との共生を身近に体感できる環境で、田舎暮らしなどの素晴らしさを体験いただくとともに、森のステーションかめおかを拠点に地域振興、地域活性化を図る。	森のステーションかめおかに係る使用料収入	400千円	859千円		
			【交付金】 13,980,600 (交付率1/2)		地元住民雇用創出	8人	17人		
	森のステーション3「七谷川野外活動センター さくらツリーハウスの整備」(地方創生拠点整備交付金)	教育部 社会教育課	【総事業費】 52,142,000		「森のステーション3」(川東地区)の七谷川野外活動センター(千歳町)は、生涯学習の場として野外活動を通じて自然の中で健全な青少年の育成を目的としている。本施設の魅力を高め、既存の設備を宿泊機能を持つよう改修することで、川東地区の観光誘客、観光消費の拡大、にぎわい創出の拠点施設を目指す。	京野菜等地元産品購買売上額	400千円		886千円
			【交付金】 26,071,000 (交付率1/2)		亀岡市七谷川野外活動センター利用料金	6,637千円	3,803千円		
5	今だけ、ここだけ、貴方だけ観光推進事業(地方創生推進交付金)	生涯学習部 文化・スポーツ課 市民力推進課 産業観光部 商工観光課 農林振興課 文化資料館	【総事業費】 65,032,614	ワールドベストシティランキングで2年連続1位に輝いた京都市に訪れる国内外の観光客を、京都府全域への周遊へつなげていくため、国際観光都市「京都市」、北部の「海」、中部の「森」、南部の「お茶」という地域ブランドの下にそれぞれDMOを設立し、圏域内の観光・交流・集客等に関する事業を一元的・総合的に実施できる体制整備を進めるとともに、各DMO間の周遊性の向上による観光滞在時間の長期化と観光消費額の増加を図り、観光産業が地域経済を循環させる社会の実現を目指す。	観光消費額(京都府)	9682.8億円	1兆1884.2億円 (亀岡市74.4億円)		
			【交付金】 32,516,307 (交付率1/2)		観光入込客数(京都府)	8874.4万人	8686.7万人 (亀岡市290.9万人)		
					外国人宿泊者数(京都府)	263.85万人	361.21万人 (亀岡市0.63万人)		
		総事業費合計	276,429,780						
		交付金合計	120,714,889						
		寄附金合計	35,000,000						

亀岡市議会中学生議会（案）

～私たちの描く亀岡 未来に向けて～

【目的】

次代を担う中学生が議員となって、議場で市政に関する質問を行い、意見交換することにより、ともに亀岡のまちづくりを考える場とする。

また、未来を担う中学生が、議会の雰囲気を感じ、身近な市政の業務の一端を学ぶことにより、地方自治への関心を高めるキャリア教育の機会とする。

【主催】 亀岡市議会

【参加】 亀岡市内全8中学校から応募した中学生24人

【日時】 平成30年10月27日（土）

- ・オリエンテーション 9時50分～11時40分
- ・中学生議会 12時30分～15時30分
- ・意見交換会 15時45分～16時30分

【場所】 亀岡市役所8階 議場、全員協議会室

【主な内容】

<中学生議会>

- 市民憲章唱和（代表者1人）
- 質問（前・後半2回に分けて実施）
 - ・全8チーム（1チーム3人を基本）が参加。
 - ・時間は1チームにつき質問・答弁を含め15分。
 - ・内容は亀岡市のまちづくりを中心とする。
 - ・答弁は市長はじめ、執行機関が行う。
- 自由討議（中学生議員間）
- 決議案提案～表決

<意見交換会>

- ・中学生議員と市議会議員による意見交換

【その他】

- 亀岡市ホームページの市議会インターネット中継において録画配信する。

中学生議会 当日のタイムスケジュール (案)

9:30 中学生集合

9:50～11:40 オリエンテーション (リハーサル)

- ・開会 (進行：議会事務局)
- ・広報広聴会議委員長あいさつ
- ・自己紹介
- ・日程説明
- ・唱和リーダーの決定
- ・決議提案者の決定 (予定)
- ・質問リハーサル

11:40～12:30 (昼食)

12:30～15:30 中学生議会

- ・開会
- ・議長あいさつ
- ・市長あいさつ
- ・市民憲章唱和
- ・議席指定
- ・会議録署名議員指名
- ・会期決定

12:42～13:42

- ・質問及び答弁①
- ・自由討議

13:52～14:02 (休憩)

14:02～15:02

- ・質問及び答弁②
- ・自由討議
- ・決議案提案～表決
- ・教育長講評
- ・副議長あいさつ
- ・閉会

15:23～

- ・記念撮影

※休憩 15:30～15:45

15:45～16:30 意見交換会

- ・開会 (進行：広報広聴会議委員長)
- ・中学生議員の感想報告
- ・意見交換
- ・閉会